



川崎市

令和3年度 第1回  
川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

# 令和3年度介護報酬改定における 条例改正関係

(サービス付き高齢者向け住宅における適正なサービス提供の確保)

健康福祉局長寿社会部  
高齢者事業推進課事業者指導係



# サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

【訪問介護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所介護（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）、福祉用具貸与】

- ☑ 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。
- ☑ 事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する。



# サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

- ☑ 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する  
条例第39条：訪問介護の例

第1項 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第2項 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。



# 参考資料

○厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html))

○川崎市ホームページ 川崎市基準条例（R03.04.01施行）

(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096593.html>)



# 条例改正に関する質問等について

## ○川崎市ホームページ

- ・ 【事業者向け】 介護保険Q & A ・ 問い合わせ

(<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0.html>)



以上で終了です。ご清聴ありがとうございました。

